

2023 年 10 月 2 日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

旧姓名義による預金口座の取り扱いサービスの開始

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：大山 一也、以下「当社」）は、2023 年 10 月 2 日（月）より旧姓名義による預金口座の取り扱いサービスを開始いたします。

経済社会活動のさまざまな場面で、旧姓名の使用に対する社会的要請の高まりが見られる中、積極的に本サービスの取り扱いを開始することとしたものです。

お申し込みにあたっては、各種法令に基づく確認のため旧姓名だけでなく戸籍名もお届けいただいた上で、旧姓名義の口座を開設し、当該口座で振込等の内国為替取引や普通預金取引、定期預金取引が利用可能となります。

また、その他商品のお取引をご希望される場合は、同じお客さま番号の下に、戸籍名義の口座を追加で開設いただくことにより、当該口座で当社の全てのサービスのご利用も可能となります。

当社では、今後もお客さまのライフスタイルや多様なニーズにお応えする商品・サービスをご用意し、全てのお客さまのファイナンシャル ウェルビーイングを実現できるよう、人生 100 年時代におけるベストパートナーを目指していきます。

ご相談・お申込みは、お取引店またはお近くの弊社店舗へお問い合わせください。

以上